

# インフラ整備とデジタル・ディバイド是正に向けたこれまでの主な経緯

参考7

年次	政府決定・基本方針等	競争政策	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅	ブロードバンドサービス状況
平成3年 (1991年)			<u>電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)制定</u> · 光ファイバ網の早期全国整備に向け、光ファイバ網を中心とした新世代通信網の整備に対する総合的支援の実現		
平成4年 (1992年)					
平成5年 (1993年)			基盤法改正(信頼性向上 施設 整備事業の追加)		
平成6年 (1994年)	高度情報通信社会推進本部を内閣に設置		「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」を創設。		
平成7年 (1995年)	高度情報通信社会推進に向けた基本指針 · 民間主導の下、光ファイバ網整備(き線点光化)について2010年を念頭に早期の全国整備を目指す		<u>基盤法改正</u> · 加入者系光ファイバ網整備に対する総合的支援の実現(特別融資制度の創設、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の追加)		
平成8年 (1996年)			<u>基盤法改正</u> · 特別融資制度の下限金利引き下げ、対象設備(ONU(光端末回線装置))の追加		CATVインターネットサービス開始(10月)
平成9年 (1997年)		接続の基本的ルールの策定 · 接続の義務化、指定電気通信設備制度の創設			
平成10年 (1998年)	高度情報通信社会推進に向けた基本方針 · 光ファイバ網の全国整備を、2005年までに実現できよう努力する	料金の届出化	「地域インターネット基盤整備事業」を創設(平成10年度補正予算)		
平成11年 (1999年)					2.2GHz、2.6GHz、3.8GHz帯FWAサービス開始(4月) DSLサービス開始(12月)
平成12年 (2000年)	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)成立(平成13年1月6日施行)	DSLのための接続制度充実 · アンバンドルルール、コロケーションルールの整備	「DSL普及促進補助金」実施(平成12年度補正予算18.5億円)		

年次	政府決定・基本方針等	競争政策	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅	プロードバンドサービス状況
平成13 年 (2001年)	<p>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置 <u>「e-Japan戦略」(IT戦略本部決定)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す</li> <li>・5年以内に3000万世帯が高速インターネット、1000万世帯が超高速インターネットに常時接続可能な環境整備 「21世紀懇談会」最終報告</li> <li>・条件不利地域における公共投資による光ファイバ網整備の必要性 「全国プロードバンド構想」</li> <li>・高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する2005年度までのスケジュール、官民の役割分担、実際の利用見込み、期待される社会生活の変化を整理</li> </ul>	光ファイバ設備等に係るアンバンドルルールの整備 電気通信事業法改正 ・非対称規制、ユニバーサル基金導入等	<u>基盤法延長、拡充</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年5月31日まで5年間延長</li> <li>・過疎地等の利子助成下限金利引下げ</li> <li>・DSL、FWA、ケーブルインターネット関連施設を支援対象に追加</li> </ul> <p>「地域インターネット基盤整備事業」を公共事業化</p>	<p>公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン策定(以降毎年4月改正) ダークファイバ情報ウェブ上の情報公開開始 既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の解釈の明確化</p>	FTTHサービス開始(3月) DSL100万加入突破(11月)
平成14 年 (2002年)		電気通信役務利用放送法の施行	「地域情報交流基盤整備モデル事業(加入者系光ファイバ網設備整備事業等)」創設(予算10億円)(併せて、あらかじめ、当該事業への開放を目的とする地域インターネットの整備を可能とした)	<p>新築共同住宅情報化標準を策定 地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ開放する際の標準的手続き策定 既存集合住宅のIT化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の策定</p>	電力系事業者FTTHサービス開始(2月以降) DSL500万加入突破(11月)
平成15 年 (2003年)	<p><u>「e-Japan戦略」(IT戦略本部決定)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年までに高速インターネット3000万世帯、超高速インターネット1000万世帯を利用する</li> </ul>			<p>区分所有法の一部改正施行 ・マンションの共用部分の変更について決議要件を緩和</p>	CATVインターネット200万加入突破(2月) 5GHz帯FWAサービス開始(2月) 電気通信役務利用放送事業者のサービス開始(3月) 地上デジタル放送開始(12月) DSL加入者1000万加入突破(12月)
平成16 年 (2004年)	<p><u>IT戦略本部評価専門調査会中間報告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域等におけるプロードバンドサービスの普及は遅れており、今後取り組みに力を入れていく必要がある</li> </ul>	電気通信事業法改正の施行 ・一種・二種区分廃止、参入規制緩和、料金・約款規制の原則廃止等	「地域情報交流基盤整備モデル事業」の対象地域の拡大、対象設備へのFWAの追加 あらかじめ、CATV事業への開放を目的とする地域インターネットの整備を可能とした		FTTH100万加入突破(2月) 18GHz帯FWAサービス開始(2月)

# ブロードバンド普及促進施策（民間事業者支援）

## 【法制度】

### 電気通信基盤充実臨時措置法(H3.6～H18.5)

#### 【支援措置】

日本政策投資銀行等による無利子・低利融資

日本政策投資銀行等及び情報通信研究機構による超低利融資

税制優遇措置

法人税の特別償却

固定資産税の課税標準の圧縮

情報通信研究機構による債務保証

#### 【スキームの概要】

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者に対する無利子・低利融資。  
(無利子融資は、第3セクターのみ)

日本政策投資銀行等が行う低利融資に係る利子について、情報通信研究機構が最大2%の幅で、下限金利まで助成金を交付。  
(過疎地域等においては下限金利を優遇)

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設について、6%又は15%の法人税の特別償却を適用することができる。

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設に係る固定資産税について、20%又は25%軽減することができる。

光ファイバ、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者は、情報通信研究機構による債務保証を受けることができる。

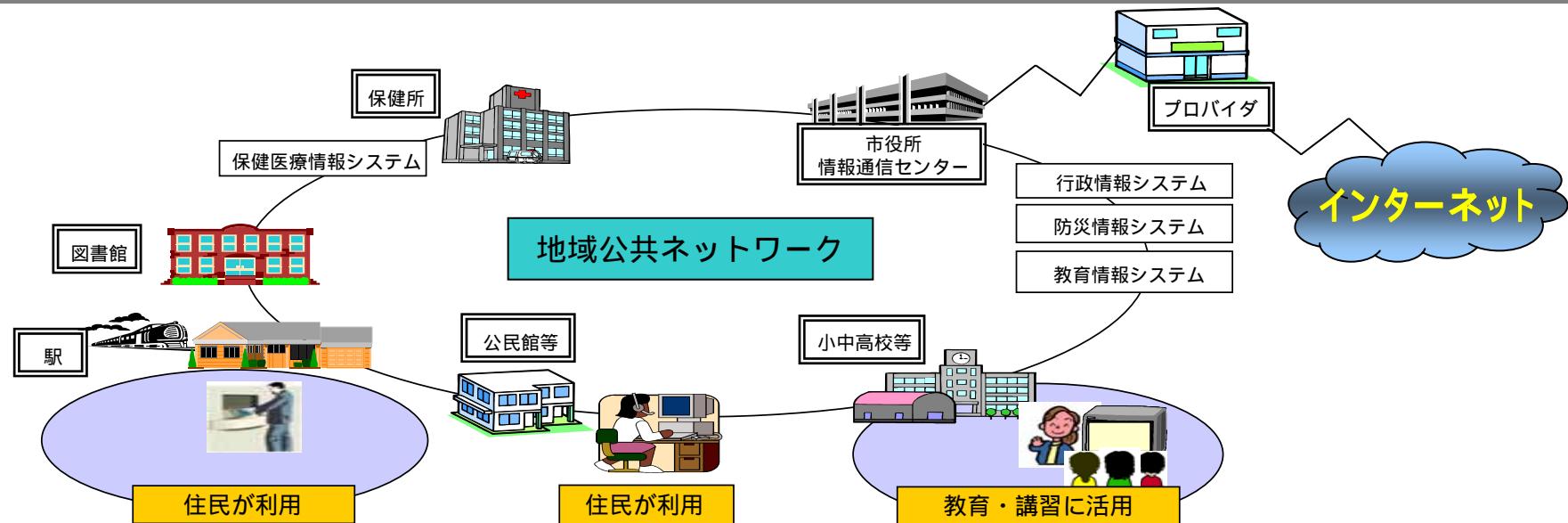
## 基盤法による支援対象設備の変遷（高度通信施設整備事業関係）

参 考

支援対象設備		H 3 (1991)	H 4 (1992)	H 5 (1993)	H 6 (1994)	H 7 (1995)	H 8 (1996)	H 9 (1997)	H 10 (1998)	H 11 (1999)	H 12 (2000)	H 13 (2001)	H 14 (2002)	H 15 (2003)
中継系		同期デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置												
		中継系光ファイバケーブル												
		波長分割多重装置(WDM)												
		同期デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置												
		中継系光ファイバケーブル												
		波長分割多重装置(WDM)												
		同期デジタル伝送装置												
		高機能ルーター												
		IPv6対応ルーター(事業所間を接続するもの)												
		波長分割多重装置(WDM)												
加入者系		通信網制御装置、複合通信変換装置												
		中継系光ファイバケーブル												
		複合通信用交換機(ATM)												
		端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線)												
		端末系光端局装置(SLT)												
		光端末回線装置(ONU)												
		D SLAM、スプリッタ												
		FWA無線設備												
		ケーブルモデム												
		IPv6対応ルーター(無利子・低利融資のみ)												
税制		端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線)												
		端末系光端局装置(SLT)												
		D SLAM、スプリッタ												
		FWA無線設備												
		ケーブルモデム												
		IPv6対応ルーター(事業所と加入者間を接続するもの)												
		高機能ルーター												
		端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線)												
		端末系光端局装置(SLT)												
		D SLAM、スプリッタ												
地方税		FWA無線設備、回線接続装置												
		ケーブルモデム												
		衛星インターネット無線設備、多重化装置												

# 地域インターネット基盤施設整備事業等

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速ネットワークで接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。



事業主体: 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

補助対象: 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等  
用地取得費・道路費

補助率: 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3  
以外の連携主体、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに継ぐ年度に限る。)の場合 及び沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2

第三セクターの場合 1 / 4

その他: あらかじめ、加入者系光ファイバ網設備整備事業への開放を目的とする整備が可能。  
あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体、第三セクターが運営するものに限る)への開放を目的とする

整備が可能

平成15年度予算額: 60.05億円

平成16年度予算額: 55.51億円

## 事業実施状況

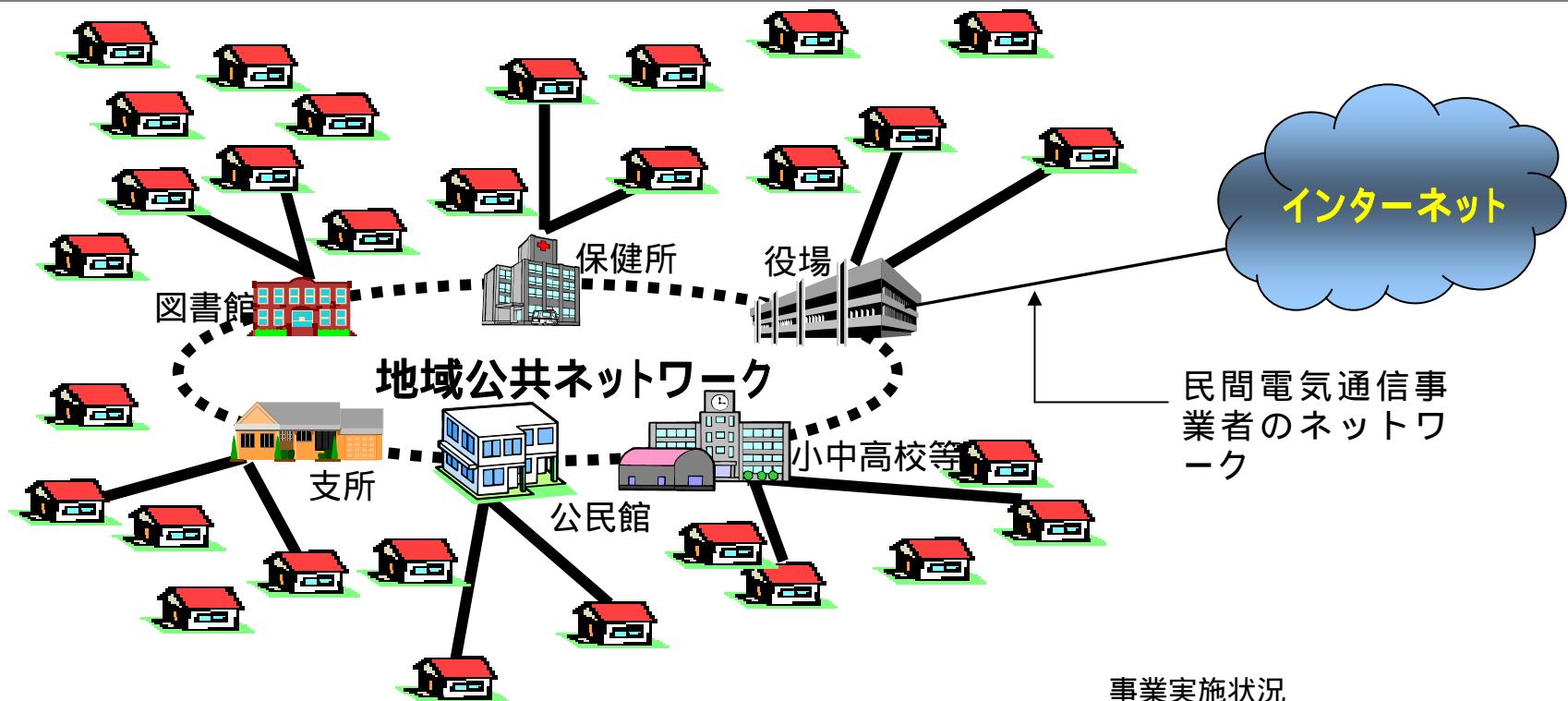
平成10年度	7事業
平成11年度	19事業
平成12年度	252事業
平成13年度	244事業
平成14年度	207事業
平成15年度	47事業

平成17年度までの全国整備を目指し、平成15年度までに776事業を実施

下線部は平成16年度拡充部分

## 加入者系光ファイバ網設備整備事業(～平成17年度)

過疎地域等においてモデル事業として、地域公共ネットワークを活用して行う加入者系光ファイバ網設備整備することにより、超高速インターネットが可能な環境整備を加速・推進する地方公共団体等を支援。



事業主体: 条件不利地域町村(過疎、離島、辺地、半島、山村、特定農山村のいずれかの指定を受けた地域を含む町村。合併により市となった条件不利地域の旧町村の区域)

補助対象: 光ファイバケーブル、無線アクセス装置(FWA等)、光電変換装置、送受信装置

補助率: 1 / 3

平成15年度予算額: 9.5億円

平成16年度予算額: 8.34億円

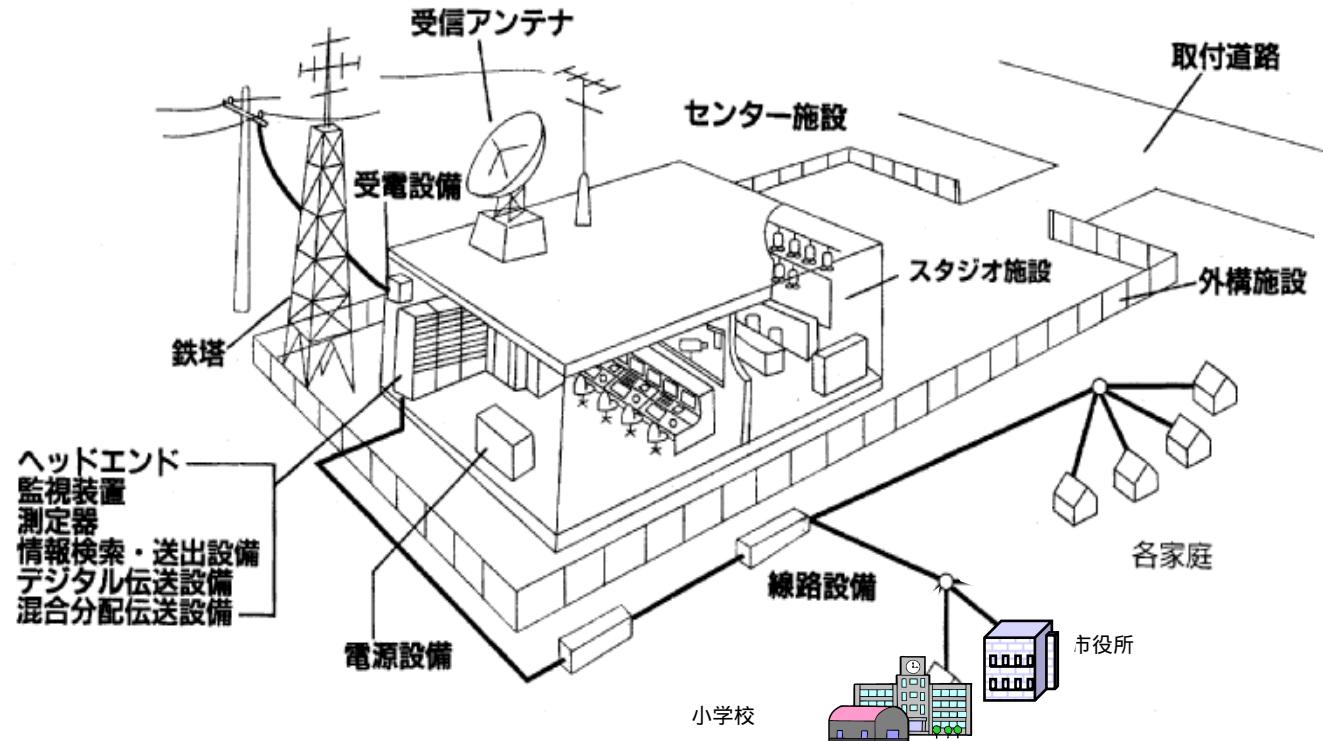
下線部は平成16年度拡充部分

### 事業実施状況

平成14年度	4事業(6町) (北海道長沼町、秋田県矢島町、岡山県建部町、広島県東野町・大崎町・木江町)
平成15年度	4事業(3町1村) (愛知県足助町、宮崎県木城町、茨城県七会村、新潟県能生町)

# 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

地域に密着した映像情報等を提供するケーブルテレビを整備し、地域の住民生活に必要不可欠な行政・文化・教養情報等、多様な情報の提供を行う地方公共団体等を支援。



事業主体: 市町村又は第三セクター

補助対象: センターエquipment、ネットワーク設備等

補助率: 市町村が整備・運営する場合: 1/3

第三セクターが整備・運営する場合: 1/4・1/6・1/8

平成15年度予算額: 2,107百万円

平成16年度予算額: 1,894百万円

## 事業実施状況

平成11年度	130事業
平成12年度	166事業
平成13年度	214事業
平成14年度	174事業
平成15年度	17事業

平成6年度から平成15年度までに849事業を実施

# 地方財政措置（加入者系光ファイバ網（FTTH）を整備する場合）

加入者系光ファイバ網設備整備事業費補助金を除いた地方公共団体負担分(いわゆる補助裏)の一部又は全部につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債(過疎債)の起債が可能。

また、地方単独事業により加入者系光ファイバ網(FTTH)の整備を行う地方公共団体についても同様の地方財政措置を講じる。

## 補助裏に係る地財措置

(国庫補助率 1/3の場合)

### (1) 地域活性化事業債を活用する場合

← 国庫補助1/3 → 補助裏2/3 →

国庫補助	地域活性化事業債75%	財対債 15%	一般 財源 10%
		50% 措置	

30%交付税措置

## 地方単独事業に係る地財措置

### (1) 地域活性化事業債を活用する場合

← 事業費 →

地域活性化事業債75%	財対債15%	一般 財源 10%
	50%措置	

30%交付税措置

### (2) 過疎債を活用する場合

← 国庫補助1/3 → 補助裏2/3 →

国庫補助	過疎債100%
	70%交付税措置

### (2) 過疎債を活用する場合

← 事業費 →

過疎債100%
70%交付税措置

## 地方財政措置（ADSL、FWA等を整備する場合）

加入者系光ファイバ網(FTTH)以外にも、地方単独事業によりADSL、FWA等の高速・超高速インターネット基盤を整備する地方公共団体については、地域活性化事業債、過疎対策事業債(過疎債)の起債が可能。

### 起債対象事業

#### (1) 地域活性化事業債

対象事業：FWA(30Mbps以上)等

#### (2) 過疎債

対象事業：ADSL、FWA、ケーブルインターネット等

### 地方単独事業に係る地財措置

#### (1) 地域活性化事業債を活用する場合

事業費

地域活性化事業債75%	財対債15%	一般財源10%
30%交付税措置	50%措置	

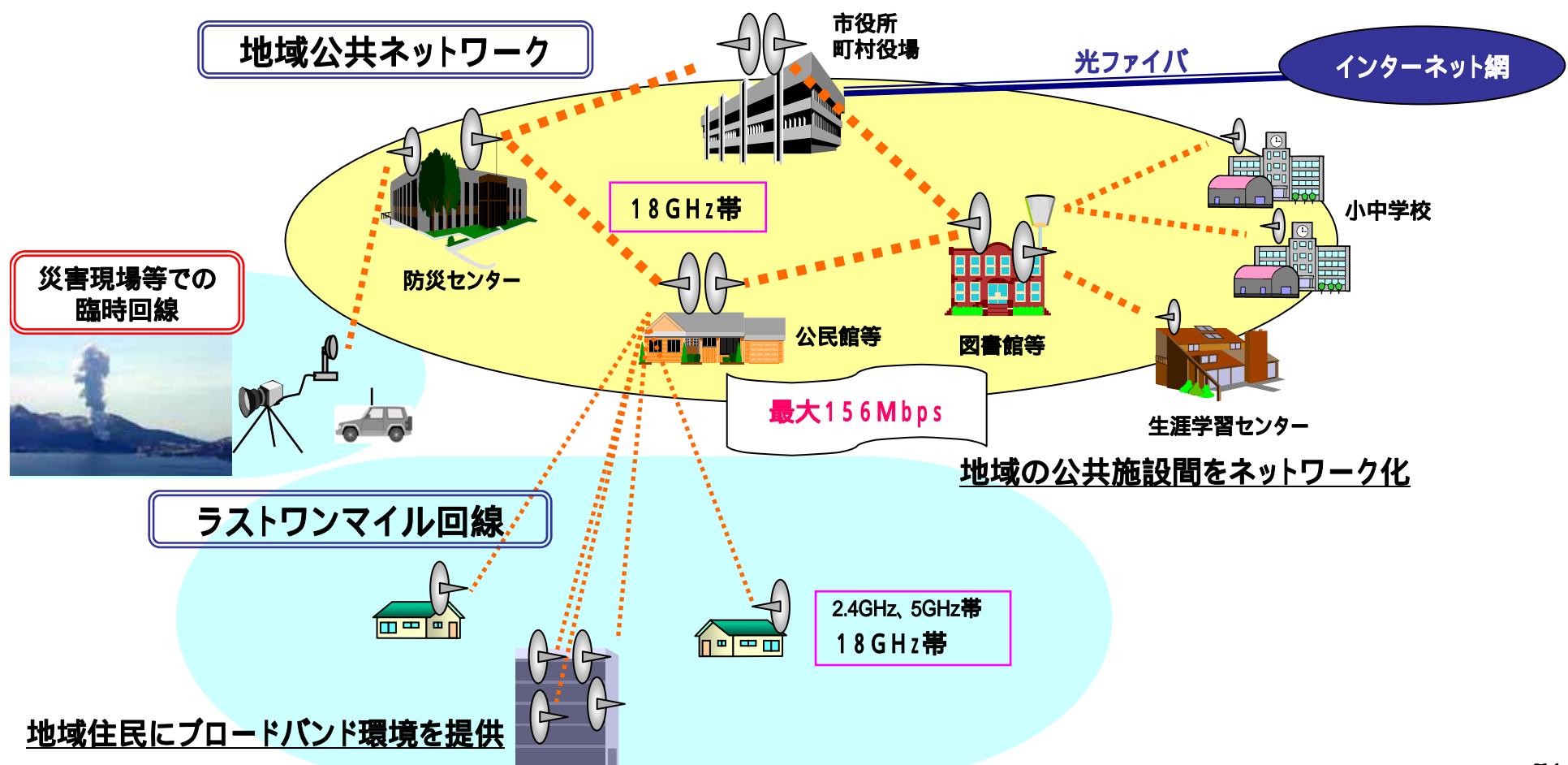
#### (2) 過疎債を活用する場合

事業費

過疎債100%
70%交付税措置

## FWA（18GHz帯）の利用イメージ

18GHz帯を利用し、大容量・柔軟な無線システムを導入  
光ファイバ敷設の困難なエリアへの公共の無線利用  
電気通信事業者と連携した、ラストワンマイルへの活用  
非常災害時等における迅速・柔軟な利用  
簡易かつ低廉な無線設備により、全国的な普及を促進



# 研究開発の推進 [ 超高速インターネット衛星 (WINDS) ]

WINDS : Wideband InterNetworking engineering test and Demonstration satellite

1 広域性、同報性、耐災害性等といった特徴を有する衛星通信システムを積極的に活用して、地上のネットワークと相互補完した、超高速インターネットのネットワークを構築するための技術の研究開発を実施する。

## 1 目的

情報通信研究機構において、超高速衛星通信システムの構築のための研究開発が実施されている。本研究はこの開発成果を生かしつつ、平成18年度の衛星打上げを目指し、超高速インターネット衛星を実現するとともに地上のネットワークとの相互補完に必要な技術の確立をめざす。

## 2 施策の概要

- 衛星搭載交換機・インターネットルーターの開発など、超高速インターネット通信が可能となる衛星搭載機器の開発
- 打上げ後でも、ルーター機能、伝送方式の変更等が可能となる衛星搭載システムの研究開発
- 超高速衛星インターネットに最適な伝送方式の研究開発
- 地上系ネットワークとの相互補完に必要なシステム技術の研究開発

## 3 イメージ図

### - ギガビット級超高速インターネット衛星の実現 -



ISP : インターネット・サービス・プロバイダー

